第三号の二様式（第十一条の十九関係）（平23国交令94・追加、平28国交令８・令元国交令１・令元国交令20・令２国交令98・一部改正）

年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

国際拠点港湾の港湾管理者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　　(イ)

届出義務発生日　　年　　月　　日(ロ)

対象議決権保有届出書

港湾法第43条の22第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　提出者が対象議決権を保有する港湾運営会社に関する事項

港湾運営会社の商号	
本店の所在地	

２　提出者に関する事項

２－１　提出者（対象議決権保有者）(ハ)

※　１　個　人　　２　法　人					
（ふりがな） 氏名又は名称					
（ふりがな） 住　　所	〒				
個人	生年月日　　年　　月　　日 ※　１明治　３昭和　５令和 ２大正　４平成		（ふりがな）		
			勤務先名称		
	職　業		勤務先住所		
法人	設立年月日　　年　　月　　日 ※　１明治　３昭和　５令和 ２大正　４平成		（ふりがな）		代表者役職
			代表者名		
	事業内容				
事務上の連絡先及び担当者名					
			電話番号		

２－２　保有目的(二)

２－３　対象議決権保有割合

対象議決権保有者になつた日	年　　月　　日
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　％）

２－４　対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

３　共同保有者に関する事項

３－１　共同保有者(一)

※　１個人　２法人				
（ふりがな）				
氏名又は名称				
（ふりがな）				
住所	〒			
個人	生年月日　年　月　日 ※　１明治　３昭和　５令和 ２大正　４平成		（ふりがな）	
			勤務先名称	
	職業		勤務先住所	
法人	設立年月日　年　月　日 ※　１明治　３昭和　５令和 ２大正　４平成		（ふりがな）	代表者役職
			代表者名	
	事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名				
		電話番号		

３－２　対象議決権保有割合

保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　％）

4　提出者及び共同保有者に関する総括表

４－１　提出者及び共同保有者(ﾄ)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

４－２　上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合(ﾁ)

保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　　％）

〔備考〕

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

2　記載事項のうち「2　提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「3　共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「4　提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「3　共同保有者に関する事項」及び「4　提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。

3　対象議決権保有届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の届出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「2　提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「4　提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「3　共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。

4　※の付されている欄は、該当する番号を○で囲むこと。

5　記号の付されている項目の記載は、次によること。

(イ)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(1)　届出書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載すること。

なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。

(2)　届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に添付すること。

(ロ)　届出義務発生日

対象議決権保有者となつた日を記載すること。

(ハ)　提出者（対象議決権保有者）

(1)　民法上の組合その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は金

融商品取引法第27条の23第３項各号に掲げる者に該当する業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「２―４　対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

⑵　提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。

⑶　「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

⑷　「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

㈡　保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

㈢　対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となつている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

㈣　共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、㈠に準じて記載すること。

㈤　提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。

㈥　上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。